

富士市制限付き一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び建設関連業務委託（以下「業務委託」という。）の品質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 技術資料提出型 入札参加者に必要な資格として、次に掲げる技術的要件を含み、当該要件に該当することを示す資料の提出を求めるものをいう。
 - ア 同種・同規模工事の施工実績を有すること。
 - イ 配置予定技術者の資格及び経験が適正であること。
- (2) 格付等級指定型 主任技術者又は監理技術者の専任を必要としない建設工事に係る制限付き一般競争入札で、入札参加者に必要な資格として、富士市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領に基づく入札参加資格認定の際に付される格付等級が、発注工事ごとに富士市建設工事等入札参加者指名委員会（以下「委員会」という。）が指定する格付等級に該当していることを要件とするものをいう。
- (3) 落札候補者 低入札調査対象工事にあつては、予定価格以下で失格基準価格以上の最低価格入札者を、最低制限価格設定工事及び業務委託にあつては、予定価格以下で最低制限価格以上の者の内、最低の価格で入札した者をいう。
- (4) 事前審査型 制限付き一般競争入札に参加するための入札参加資格審査を入札前に行い、資格確認通知を受けた者による入札結果に基づき、落札決定する制限付き一般競争入札をいう。
- (5) 事後審査型 制限付き一般競争入札に参加するための入札前の申請手続きを簡略化し、申請時に確認した入札参加資格について、入札後に落札候補者から順に参加資格の根拠となる資料等の確認を行い、適格である者を落札者として決定する制限付き一般競争入札をいう。

(対象)

第3条 制限付き一般競争入札の対象とする工事及び業務委託は、委員会が選定するものとする。

(入札参加する者に必要な資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 富士市における工事又は業務委託の競争入札参加資格の認定を受けた者で、令第167条の6第1項により公告で示した者
- (2) 令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 富士市発注工事公共工事暴力団排除措置要領（平成6年1月1日施行）に基づく指名排除期間中でない者
- (6) 富士市競争入札参加者に対する指名除外の取り扱いについて（平成20年4月1日施行）に基

づく指名除外期間中でない者

(7) 工事については、対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 技術資料提出型にあっては、第2条第1号ア及びイの両方又は同号イに規定する事項、その他事項に関し、発注工事ごとに委員会が定める要件に該当していること。

(9) 格付等級指定型にあっては、委員会が指定する格付等級に該当していること。

2 次に掲げる事項について、案件ごとに定める入札参加資格要件を満たしていること。

(1) 同種工事又は同種業務の実績に関すること。

(2) 配置を予定している技術者などに関すること。

(3) 工事については、業種に係る建設業法第3条の規定に基づく特定建設業の許可に関すること。

(4) 事業所の所在地に関すること。

(5) その他市長が定める要件に関すること。

(入札参加資格の設定)

第5条 入札参加資格は、委員会の審議により決定するものとする。

(公告等)

第6条 令第167条の6の規定による公告は、その入札期日から起算して少なくとも7日前までに行うものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を3日前までに短縮することができる。

(入札参加資格確認申請書及び資料の提出並びに受付)

第7条 入札参加希望者は、公告の日から、事前審査型においては原則として6日以内に、入札参加資格確認申請書（工事については様式第1号（共同企業体にあっては様式第2号）、業務委託については様式第3号。以下「申請書」という。）及び資料各1部を、事後審査型においては原則として3日以内に、申請書を提出しなければならない。また、事後審査型については、開札後、落札候補者は、原則として開札日から2日以内（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）に資料を提出しなければならない。

なお、申請書の提出は、電子入札システムの場合は、電送によるものとする。ただし、紙入札の承認を受けた場合については、持参によるものとする。

2 申請書及び資料（以下「提出書類」という。）の様式は、次のとおりとする。

(1) 申請書

(2) 資料（工事の規模・施工内容により、必要に応じ、その都度定める。ただし、格付等級指定型は本号アを不要とする。）

ア 工事については同種工事の元請け施工実績（様式第4号）、業務委託については同種業務の元請け履行実績（様式第5号）

イ 工事については配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第6号）、業務委託については配置予定技術者等の資格・業務経験（様式第7号）

ウ その他必要と認めるもの

3 提出書類は、財政部契約検査課で受け付けるものとする。

4 提出書類は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(入札参加資格の確認)

第8条 入札参加資格の確認は次のとおりとする。

(1) 事前審査型

ア 市長は、入札参加希望者から提出された資料に基づき入札参加資格を確認するものとする。

イ 本号アの確認は、申請者に書面により通知（電子入札システムによるものは電送を含む。以下同じ）するものとする。

(2) 事後審査型

ア 市長は、受け付けた申請書に基づき入札参加資格を速やかに確認し、申請者に書面により通知するものとする。

イ 市長は、入札後の資料の確認を、落札候補者から提出された資料に基づき行うものとし、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次順位者に資料の提出を求め、次順位者の入札参加資格を確認するものとする。

ウ 入札後の資料の確認において、入札参加資格を満たしていないと認められた者については、書面により通知するものとする。

(次順位者の入札参加資格の確認)

第9条 前条により落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次順位の者に資料を提出させるものとする。次順位の者は、資料提出を求められた日から2日以内（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）に、資料を提出しなければならない。

(入札参加資格がないと認めたものに対する理由の説明)

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、指定期日までに書面を持参することにより、市長に説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由を求められた時は、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から7日以内に、説明を求めたものに対し、書面により回答するものとする。

(設計図書等の販売等)

第11条 設計図書等は、入札情報サービスにより電子配付する。電子配付によらない場合は、入札参加資格確認通知を受けた者に、指定した販売店で有料にて販売するものとする。

2 設計図書等に対する質疑については、質問期日の最終日の翌日から3日以内に書面により回答するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第12条 入札保証金は免除することができるものとし、契約保証金は工事においては富士市建設工事執行規則（昭和52年規則第10号）、業務委託においては富士市建設関連業務委託発注事務取扱要領（平成20年4月1日施行）の定めによるものとする。

(入札執行)

第13条 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札参加資格があることを確認した旨の通知書を提示しなければならない。ただし、郵便入札又は電子入札の場合は、省略することができる。

(入札の無効)

第14条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札心得、現場説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認されたものであっても、確認後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札
(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第15条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いを適宜読み替えて、運用するものとする。

(補足)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(富士市制限付き一般競争入札試行基準の廃止)
- 2 富士市制限付き一般競争入札試行基準（平成 7 年 2 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。